

「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」受託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」の業務委託に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」受託事業者選定委員会において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は下表のとおりとする。

評価対象項目	配点
1 実施体制・業務実績	
(1) 委託業務の実施体制 ・実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。	10 点
(2) 同種業務の実績 ・学生等を対象とした就業体験ツアーや伝統的工芸品の後継者発掘に資する事業の実績があり、具体的かつ分かりやすく示されているか。	10 点
2 今回の委託業務について	
(1) 業務内容の理解度 ・業務の目的、意義、必要性及び内容について十分に理解しているか。	10 点
(2) 提案内容の優良性 ○提案内容が具体性、妥当性、独創性、説得力、実現可能性を伴う優れたものであり、かつ、それを完了させようとする意欲が感じられるか。 ・具体的な就業体験ツアーのスケジュールを示しているか。 ・就業体験ツアーの内容は、職業体験だけでなく、後継者候補者が誕生し移住に繋がるプログラムとなっているか。	40 点
(3) 独自の提案事項 ・事業目標を達成するための独自の提案事項やアピール事項が具体的かつ分かりやすく示され、また妥当であるか。	20 点
(4) 見積りの妥当性 ・業務内容に沿い、明確かつ妥当であるか。	10 点
合計	100 点

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「3 評価対象項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 評価を以下の項目により点数化した上で、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	点数
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや不十分	配点×0.4
不十分	配点×0.2

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が180点以上(※)であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。

※委員3名×(100点満点×0.6)=180点

- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、委員得点の合計が180点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。